

一宮市後援名義の使用許可に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一宮市の後援名義の使用を許可する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 後援名義の使用許可を受けようとする者は、一宮市後援名義使用許可申請書(様式第1)を主管課長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、別表に定める書類を添付するものとする。

(許可基準等)

第3条 後援名義の使用を許可することができる行事の目的及び内容は、次のいずれにも該当しなければならない。ただし、一宮市が推進する施策の実現に特に貢献すると認められる行事については、この限りでない。

- (1) 一宮市の施策の推進、普及及び市民福祉の向上に積極的に寄与するものであること。
 - (2) 一宮市民が幅広く参加できる行事であって、行事の参加者が概ね100人以上であること。ただし、参加対象者が専門職等資格を有するものの場合は、参加者が概ね50人以上であること。
 - (3) 一宮市内が開催地であること。
 - (4) 営利を主たる目的としない行事であること。
 - (5) 入場料その他の費用を徴する場合は、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。
 - (6) 実施場所又は行事内容に照らし、保健衛生及び事故防止のための措置が十分に講じられていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、後援名義の使用を許可しないものとする。
- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる行事
 - (2) 政治団体又は宗教団体が主催する行事
 - (3) 特定の思想又は政治的な主義若しくは主張に関わり、行政の中立性を損なうおそれがあると認められる行事
 - (4) 特定の団体の宣伝又は売名を目的としていると認められる行事
 - (5) 会員制又は会員勧誘を目的としていると認められる行事
 - (6) 参加者の多くが特定の団体の構成員である行事又は団体若しくは個人間相互の親睦を目的としていると認められる行事
 - (7) 一宮市内外の同一主催者に係る同種の行事において、主催者の責めに帰すべきトラブル事例があった場合において、その後適切な改善措置がなされていないと認められる場合
 - (8) 一宮市暴力団等の排除に関する条例(平成23年一宮市条例第24号)第2条1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有するものが主催し、又は関与すると認められる行事
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、一宮市が後援することが不相当と認められる行事

(審査及び通知)

第4条 主管課長は、前条の許可基準に従い審査を行い、秘書課長の合議を経て、市長（一宮市専決規程（昭和45年一宮市規程第1号）別表第1第1号第5項の後援にあつては、部長（その相当職を含む。）。次項及び第7条において同じ。）の決裁を受けるものとする。

2 主管課長は、市長の決裁の結果、適当と認めるときは後援名義使用許可通知書（様式第2）により、不適當と認めるときは後援名義使用不許可通知書（様式第3）により、それぞれ申請者に対して通知するものとする。

(後援の名義)

第5条 後援の使用を許可する名義は、一宮市とする。

(変更の届出)

第6条 後援名義の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた内容等に変更が生じたときは、速やかに事業実施・変更・中止報告書（様式第4）を主管課長に提出しなければならない。

2 前項の変更内容が、第3条各項の許可基準等に関連する場合は、主管課長は改めて審査をしなければならない。

(許可の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、その許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が前条の規定による届出をしないとき。
- (2) 第3条第1項各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。
- (3) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用者に後援名義の使用をそのまま認めることが不適當であると認めるとき。

(報告)

第8条 使用者は、後援された行事を実施し、又は中止したときは、速やかに事業実施・変更・中止報告書（様式第4）を主管課長に提出しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、後援名義の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に要綱第2条第1項の規定により行う届出について適用する。
- 3 一宮市後援名義の使用許可に関する事務取扱要綱（平成15年8月1日制定）は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。